

大田スタジアム広告掲載取扱要綱

制定 令和4年3月1日3観ス発第11148号区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区における民間事業者等広告掲載取扱要綱（平成21年6月5日付け21経広発第10054号）に準じ、大田スタジアム内に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、大田スタジアムの外野ラバーフェンスとする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）が希望する場合は年度途中からの掲載を認め、その場合の掲載期間の終期も3月31日までとする。

2 広告主が広告の掲載期間の更新を希望する場合は、第9条に規定する広告掲載の申込みを毎年度行うものとする。ただし、更新は原則として5回までとする。

(広告の規格及び掲載料)

第4条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

2 広告主は、広告掲載期間の開始日の14日前までに、当該掲載期間分の広告掲載料を一括して前納するものとする。

(行政財産目的外使用許可及び使用料)

第5条 広告主が広告を掲載するときは、事前に大田区公有財産管理規則（昭和39年規則第19号）第23条の2の規定に基づく行政財産の目的外使用許可を受けなくてはならない。

2 前項に規定する許可を受けるに当たり、大田区行政財産使用料条例（昭和39年条例第18号）第2条の規定に基づき算定した使用料（以下「使用料」という。）を、区長が指定する期日までに一括して前納するものとする。

(広告掲載料及び使用料の返還)

第6条 既納の広告掲載料及び使用料は、返還しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載できなかった場合は、その一部又は全部を返還することができる。

(広告主の責務)

第7条 広告の作成、掲載、維持管理、撤去等の広告に係る一切の費用については、広告主の負担とする。

2 広告の掲載、撤去作業等により、大田スタジアムの施設が破損及び汚損した場合は、広告主の責任において原状回復するものとする。

3 広告が破損及び汚損している場合は、広告主は区長と協議し、速やかに補修するものとする。

(広告の制限)

第8条 大田区における民間事業者等広告掲載取扱要綱第4条及び大田区における民

間事業者等広告掲載基準（平成 21 年 6 月 29 日付け 21 経広発第 10091 号）第 4 条に規定する広告の制限に該当するものは、掲載しない。

（広告掲載の申込み）

第 9 条 広告主は、大田スタジアム広告掲載申込書（別記第 1 号様式）を区長に提出しなければならない。

2 広告の申込みは、原則として希望広告掲載開始月の 3 か月前の末日（当該日が大田スタジアムの休場日に当たるときはその直前の開場日）までとする。

（広告の掲載決定等）

第 10 条 区長は、前条の規定に基づく申込みがあったときは、申込みの順序により、速やかに審査の上、広告掲載の可否を決定する。

2 区長は、同日に複数の広告主から広告掲載位置が重複する申込みがあったときは、次に定める優先順位により審査の上、広告掲載の可否を決定する。

（1） 区内に本社等の各企業や団体の中枢機能を担う事務所を有する広告主

（2） 区内に支社等の各企業や団体の本社等から分かれて設けられた事務所を有する広告主

（3） その他の広告主

3 前項の規定による優先順位がつけられないときは、抽選により審査の上、広告掲載の可否を決定する。

4 第 1 項の規定に基づき、広告掲載できると決定したときは大田スタジアム広告掲載決定通知書（別記第 2 号様式）により、広告掲載できないと決定したときは大田スタジアム広告非掲載決定通知書（別記第 3 号様式）により、広告主に通知するものとする。

5 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた広告主は、区長の指定する方法により、区長の指定する期日までに広告掲載するものとする。

（広告の掲載決定の取消し）

第 11 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載決定を取り消すことができ、大田スタジアム広告掲載決定取消通知書（別記第 4 号様式）により、広告主に通知するものとする。この場合において、通知を受けた広告主は速やかに広告を撤去するものとする。

（1） 広告掲載位置を区長の許可なく、無断で第三者に譲渡し、又は転貸した場合

（2） 虚偽等不正な手段を用いて広告主となった場合

（3） 区の名誉や信用の失墜又は業務を停滞させるような行為があった場合

（4） その他本要綱に違反するなど広告掲載事業に支障をきたす場合

（指定管理者の業務）

第 12 条 区長は、大田スタジアムの指定管理者に第 9 条第 1 項の規定に基づく申込みの受付及び第 10 条第 1 項に基づく申込みの審査のほか、この要綱の実施のために必要な準備行為を行わせることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、スポーツ・文化・国際都市部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

掲載位置	単位	規格	掲載料（年額）
外野ラバーフェンス 中堅側 計6区画	1区画	縦1.5m×横8m	462,000円
外野ラバーフェンス 両翼側 計6区画	1区画	縦1.5m×横8m	372,000円

備考

- (1) 年度途中から掲載する場合は、本表掲載料を月割りで計算する。この場合において、掲載料は掲載月から発生するものとする。
- (2) 広告は、再剥離タイプのシールを貼り付けて表示し、文字等の色は白のみとする。
- (3) 広告は、耐久性のある材質を使用し、太陽光や照明光による光の乱反射等によって施設の利用に支障をきたす仕上げについては禁止する。